

仕 様 書

1. 件 名 (長期継続契約) 自動体外式除細動器 (AED) 賃貸借
2. 概 要 本件は、賃貸人が所有する自動体外式除細動器 (以下、AEDという) を市が借り受け、賃料を支払うものである。
3. 納入場所 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市役所仮本庁舎外180箇所 (別紙1「設置場所一覧」参照)
4. 賃貸借期間 平成31年7月9日から平成36年7月8日
5. リース物件の種類及び数量

種 類	詳 細	数 量
AED本体	<ul style="list-style-type: none"> ○AED本体及び電極パッドは、医療機器として医療品医療機器等法に基づく厚生労働大臣の承認を得ていること。 ○非医療従事者の使用が認められている機器であること。 ○日本版救急蘇生ガイドライン 2015 に対応している機種であること。 ○AED本体及び付属品は新品であること。 ○待機時の温度条件は0℃～50℃の範囲を含むこと。 ○防塵・防水の保護規格はIP55以上を有すること。 ○電極パッドは成人・小児兼用であり、AED本体に接続された状態で保管されていること。その他に予備の電極パッドを1個付けること。 ○心電図解析中や解析後でもAED本体の電源を落とすことなく、成人モードと小児モードの切り換えができること。 ○バッテリー方式で作動し、バッテリーの待機寿命は4年以上でショック140回相当の容量を有すること。 ○液晶画面にイラストと文字でAEDの使用方法和心肺蘇生の手順を示すこと。 ○既存のAED収納ボックスへの設置を考慮し、AEDの寸法は標準キャリングケースに収納した状態で、340mm×230mm×145mm以内であること。 ○使用時の心電図波形データを保存する機能を有すること。 ○機器本体、バッテリー残量及び電極パッドの使用可否を確認するセルフテスト機能を有すること。また、異常があった場合には、音と表示の両方で警告する機能を有すること。 ○セルフテストの結果を自動でサーバーへ送信し、賃借人 	<p>193台</p> <p>※全て同一機種とする</p>

	<p>がAEDの状態をインターネットのWeb画面等で把握できる遠隔監視システムを有すること。また、異常を検知した場合は、賃借人へメール等で情報を通知すること。</p> <p>○リース付属品として、バッテリーと電極パッドの他、次のものを含むこと。</p> <p>1) 救急セット 一式</p> <p>①人工呼吸用マウスピース</p> <p>②感染防止用手袋</p> <p>③脱毛用具</p> <p>④水分払拭用タオル</p> <p>⑤衣服切除用ハサミ</p> <p>2) 標準キャリングケース 一個</p> <p>AED本体、予備の電極パッド及び救急セットなど消耗品一式を収納できること。</p> <p>3) その他、標準的な付属品（取扱説明書・設置表示ステッカー等） 一式</p> <p>4) 遠隔監視システムに必要となる物品 一式</p>	
AED収納ボックス	<p>AED収納ボックスの形状は、全て建物内の壁面に設置する形状（壁掛け型）とし、次の要件を満たすものとする。</p> <p>○耐久性（リース期間である5年間以上の使用に耐えうるもの）を有すること。</p> <p>○AED収納ボックスの寸法は縦450mm×横450mm以内であること。</p> <p>○AED本体の設置用として製造元の承認を得た製品であること。</p> <p>○標準キャリングケースに収納したAEDを設置できること。</p> <p>○AED収納ボックスに設置したAEDのインジケータの状態を外部から視認できるよう、扉の一部が透明であること。</p> <p>○AED収納ボックスからAEDを取り出す際、周囲にAEDの使用を知らせるよう警報が鳴ること。</p> <p>○アラーム部品の電源は電池を利用し、別に電源工事は行わないこと。また、電池は容易に交換できること。</p>	<p>151台</p> <p>※全て同一機種とする</p>

6. AED収納ボックスの工事

AED収納ボックスの工事は、次の要件を満たすものとする。

- (1) AED収納ボックスの設置工事を行う際には、AED設置施設の担当者と設置位置等を十分に協議すること。
- (2) AED収納ボックスの設置工事は、設置する壁面の状態にあわせ必要に応じて補強工事を行い、落下等しないよう十分な設置強度を有すること。また、人や物が衝突した際の事故を防止するよう、必要に応じてコーナー部の保護材等を使用し、十分に安全を確保すること。
- (3) AED設置施設に、既存のAED収納ボックスがある場合には、既存のAED収納ボックスの撤去及び処分を行うこと。また、既存のAED収納ボックスが設置されていた壁面の現状復帰を行うこと。

7. 契約内容 本リース契約は、次の内容を含むものとする。

- (1) 本リース物件に付属する消耗品（バッテリー、電極パッド、救急セット、AED収納ボックスの電池）について、使用期限までに無償で新しいものと交換し、常に正常に使用できる状態に保つ。
- (2) 機器に異常が生じた際の対応、リコール対応を迅速に行う。
- (3) 消耗品を交換した際には、賃借人に書面により報告する。

8. 契約金額 契約金額は、AED本体、AED収納ボックスのリース料の他、AED収納ボックスの壁面取付工事費、既存のAED収納ボックスの撤去及び処分に関する費用を含む。また、AEDを使用した際に、使用した電極パッド等は無償で補充する費用を含む。

9. 納入 AED及びAED収納ボックスの納入費用は、賃貸人が負担する。なお、納入期間については、契約日から平成31年7月8日までに使用可能な状態で納入し、設置完了とする。

10. 設置及び撤去 AED及びAED収納ボックスの設置及び契約期間満了後の撤去に関する費用は賃貸人が負担する。なお、設置及び撤去に際しては賃借人の指示に従うものとする。

11. 瑕疵担保責任 賃貸人は、引渡しの日から起算して1年間、瑕疵担保責任を負う。

12. 動産総合保険 納入日から契約期間満了までの間、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険を、賃貸人の負担により付保する。

13. 公租公課 公租公課は賃貸人の負担とする。

1 4. 権利義務の譲渡の禁止 この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

1 5. 一般的事項

- (1) 賃貸人は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (2) 本仕様に定めのない事項については、逐次、市川市、賃貸人の双方で協議の上、取り決めるものとする。
- (3) 本件の履行に際し、疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議して決定するものとする。

1 6. その他

- (1) 賃借料の請求にあたっては、当該月分の金額を別紙2「所管課別一覧」に定める台数で按分のうえ、所管課ごとに請求するものとする。
- (2) 物件の納入に際し、A E D及びA E D収納ボックスの取扱方法について、納入場所の担当職員に対し十分に説明を行うこと。